

仕 様 書

1 事業名

南国市くらしのガイド（2018版）官民協働発行事業

2 趣旨

市民の暮らしに役立つ情報を提供するため、市役所の窓口や各種手続、公共施設等の行政情報と観光や歴史等の地域情報を掲載した市民向けの情報誌「南国市くらしのガイド（2018版）」（以下「くらしのガイド」という。）を、企業等の広告（以下「広告」という。）を活用して南国市と民間事業者等（以下「事業者」という。）が協働で発行する。

3 作成期間等

- (1) 作成期間 協定締結の日から平成30年3月31日まで
- (2) 発行 平成30年3月
- (3) 利用期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

4 作成予定部数及び納品

- (1) 作成予定部数
27,000部（印刷時に決定）
- (2) 印刷物の納品
本市の指示する方法により梱包し、指定する場所（市役所等）へ平成30年3月31日までに納品すること。
- (3) PDFファイルの作成及び納品
本市ホームページで閲覧可能なPDFファイルを作成し、印刷物と同様に納品すること。
納品方法はCD-R又はCD-RWとする。

5 構成

区 分	内 容	割 合
行政情報	市役所の窓口や各種手続、公共施設、市民活動等の情報	70%以上
地域情報	観光や歴史、医療機関、地図等の情報	
広 告	企業等の広告	30%以下

※ 割合については、全紙面に占める面積割合とする。

6 規格等

- (1) A4版 総ページ100ページ以内
- (2) 表紙はカラー、それ以外のページは2色以上
- (3) 文字は、高齢者及び障害者等に配慮した読みやすいフォントを使用すること。

7 留意事項

- (1) 作成に当たっては、本市と十分協議すること。
- (2) 協議を行った際、事業者は協議録を作成し本市の承認を得ること。
- (3) 地域情報は、南国市域及び本市の承認を得た範囲の地域の情報とすること。

8 広告

- (1) 広告主の募集・広告作成は事業者が行うものとし、その収入は事業者に帰属する。
- (2) 広告内容は、「南国市くらしのガイド広告掲載基準」に基づき作成することとし、事業者において事前審査を行ったものを市へ提出し、市の審査を受けたものを掲載すること。
- (3) 行政情報等を掲載する部分と広告を掲載する部分を明確に区分すること。
- (4) 利用期間中に広告内容に偽り等があった場合は、事業者は、本市の指示に従い、くらしのガイドを回収し代替のくらしのガイドを本市に納品するなど適切な措置を講ずること。

9 問合せ等への対応

事業者は、配布及び利用期間中に第三者から内容等に問い合わせや苦情があった場合、誠意を持って対応すること。